

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

## 北海道告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成22.10.7	理事	山田 智	石狩郡当別町春日町7番地1
同	同	同	滝本 悟	当別町下川町1117番地1
同	同	同	前澤 良	当別町字弁華別151番地
同	同	同	宮本 敏治	当別町若葉1278番地
同	同	同	竹田 和雄	当別町字東裏41番地
同	同	同	棚村 隆司	当別町対雁3234番地
同	同	同	三浦 衛市	当別町字茂平沢34番地37
同	同	同	田中 信幸	当別町川下926番地
同	同	同	青山 雅典	当別町当別太1004番地の4
同	同	同	佐々木 彦治	当別町獅子内2524番地7
同	同	同	佐々木 昭雄	当別町ビトエ593番地
同	同	同	川村 章	当別町川下2859番地
同	同	同	山田 裕一	当別町当別太1585番地3
退任	同 22.10.6	同	山田 智	当別町春日町7番地1
同	同	同	神林 俊一	当別町六軒町123番地1
同	同	同	田淵 静一	当別町若葉1326番地20
同	同	同	前澤 良	当別町字弁華別151番地
同	同	同	上田 実	当別町対雁39番地
同	同	同	竹田 和雄	当別町字東裏41番地
同	同	同	三浦 衛市	当別町字茂平沢34番地37
同	同	同	岡野 喜代治	当別町川下924番地
同	同	同	青山 雅典	当別町当別太1004番地の4
同	同	同	佐々木 昭雄	当別町ビトエ593番地
同	同	同	森 進	当別町太美町1442番地
同	同	同	山田 裕一	当別町当別太1585番地3
同	同	同	泉 君雄	当別町当別太1077番地1

目次 ページ

## 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (危機対策課)	25
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	25
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	26
<b>道警察本部告示</b>	
○道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程……………	26

## 告 示

### 北海道告示第710号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
防災情報システムサーバ等機器 一式
- 落札を決定した日  
平成22年10月8日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 日本電気株式会社  
(2) 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
- 落札金額  
59,850,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
平成22年8月27日付け北海道告示第621号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道総務部危機対策局危機対策課

### 北海道告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（大沼北地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成22年10月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第713号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 美唄市字上美唄4073の1・4078の4・4122の1・4170の1・4399の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、4122の4、4170の3、4399の2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第369号

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月22日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程

道路交通法施行細則実施規程（平成2年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第6条」に、「第9条」を「第7条」に、「第10条－第15条」を「第8条－第13条」に、「第16条－第18条」を「第14条－第16条」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第3項中「第12条第1項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条を第4条とし、

第7条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第11条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

第18条第1項中「第16条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

別記第1号様式中「第6条関係」を「第4条関係」に、「警光灯」を「警光灯」に、「黄色燈」を「黄色灯」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第12条関係」を「第10条関係」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「第13条関係」を「第11条関係」に改める。

別記第6号様式中「第15条関係」を「第13条関係」に改める。

別記第7号様式から別記第10号様式までの様式中「第17条関係」を「第15条関係」に改める。

### 附 則

この規程は、平成22年10月22日から施行する。